

## 議案第80号

### 財産の取得について(液晶プロジェクター)

次のとおり、液晶プロジェクターを取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 取得財産名 液晶プロジェクター(27台)
- 2 納品場所
  - (1) 琴浦町大字下伊勢504番地 琴浦町立浦安小学校
  - (2) 琴浦町大字赤碕264番地 琴浦町立赤碕小学校
  - (3) 琴浦町大字佐崎16番地 琴浦町立船上小学校
- 3 納期限 令和2年8月31日
- 4 購入金額 一金 7,717,325 円
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契約者
  - (1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下1051番地17
  - (2) 氏名 スリーブ 代表者 安谷忠浩

令和2年6月9日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和